
ネイチャーポジティブ推進のための 化学物質管理アクションプラン

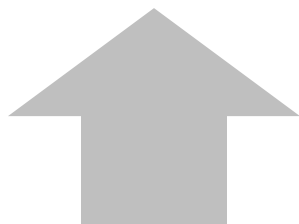
令和 8 年 8 月 27 日
環境省大臣官房環境保健部

ネイチャーポジティブとは

昆明・モントリオール生物多様性枠組
2050年ビジョン

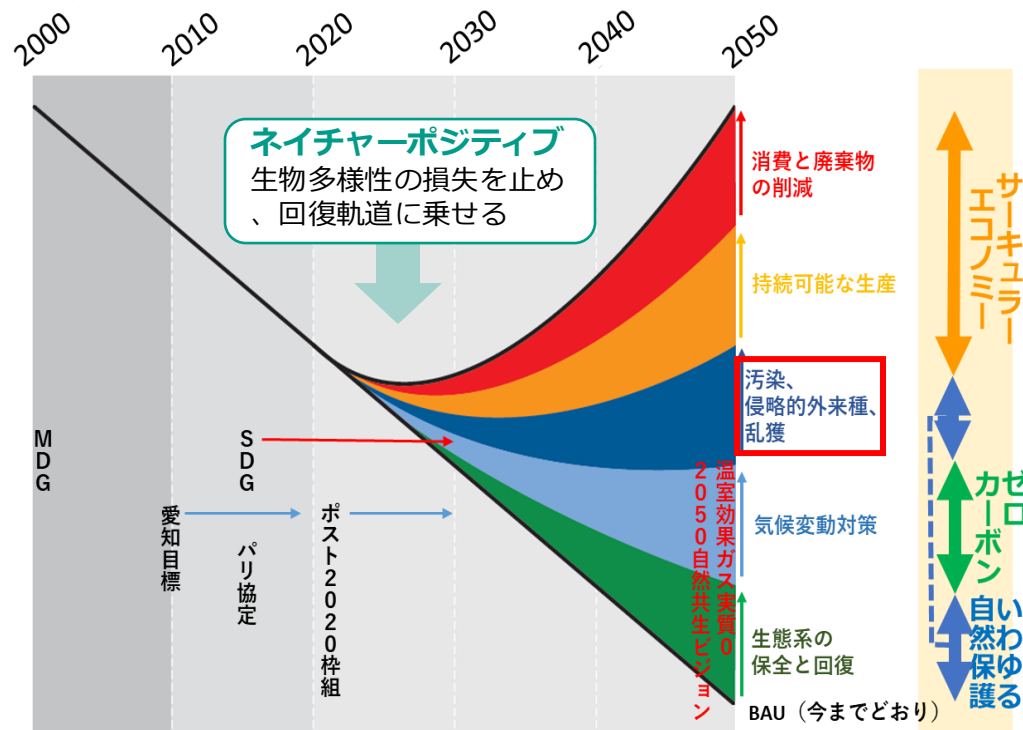
自然と共生する世界
(a world of living in harmony with nature)

愛知目標から引き継いだ長期目標であり、
我が国で培われた知恵と伝統に基づく考え方



2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために
生物多様性の損失を止め、
反転させるための緊急の行動をとる



生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳

出典：地球規模生物多様性概況第5版(GBO 5) (2020)

ネイチャーポジティブ
(自然再興)
の考え方

化学物質管理と生物多様性の関連事項

- 2022年に採択された昆明・モンリオール生物多様性枠組（GBF）では、2030年までに農薬及び有害性の高い化学物質によるリスクを少なくとも半減することを目標としている。
- バーゼル・ロッテルダム・ストックホルム（BRS）条約及び水俣条約の下では、化学物質・廃棄物と生物多様性のリンク及び当該条約によるGBFへの貢献の在り方についての報告書が作成されているほか、当該条約の締約国会議や化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）を採択した国際化学物質管理会合においても、GBFを含む生物多様性と生態系サービスの保全への貢献に関する関連決議が採択されている。
- 「生物多様性国家戦略2023-2030」では、生物多様性への影響低減に向けた汚染削減と、化学物質・農薬のリスク評価に基づくリスク管理の強化を推進している。

① GBFターゲット7

- 2022年12月のCOP15で採択。「自然と共生する世界」のビジョンの下、2030年ミッションと23のターゲットを設定
- ターゲット7：2030年までにあらゆる汚染源からのリスクと悪影響を、生物多様性と生態系サービスに有害でない水準まで削減
- 農薬及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクを少なくとも半減すること
- 過剰な栄養素の環境流出を少なくとも半減、プラスチック汚染の防止・削減・廃絶に向けた作業

② 化学物質・廃棄物関連条約

- BRS条約：GBF目標を考慮した実施を締約国に要求し、貢献の在り方の報告書作成を事務局に要請（2022.6/2023.5）
- 水俣条約：貢献の在り方報告書の作成を事務局へ要求。ターゲット7の指標への毒性の高い化学物質と水銀の統合をCBDに呼びかけ（2023.11 COP5）
- GFC：GBFの採択を歓迎し、GFCとGBFのリンクに関する報告書作成を要請（2023.9, ICCM5）

③ 生物多様性国家戦略2023-2030

- 行動目標1-3として、排出管理・環境容量を考慮した汚染の削減に資する施策の実施を明記
- 化学物質・農薬等のリスク評価と、評価結果を踏まえた適正利用等のリスク管理を継続・強化
- 具体的施策：鉛製銃弾による鳥類の鉛中毒防止（2030年度ゼロ）、環境リスク初期評価、化管法・PRTR制度の運用
- 内分泌かく乱作用（EXTEND2022）、水銀対策、水生生物保全の水質環境基準、サンゴ礁生態系保全対策 等

第21回化学物質と環境に関する政策対話（令和7年2月7日）

- 様々な主体による意見交換と合意形成を目指す場として、「化学物質と環境に関する政策対話」を設置。学識経験者、市民団体・NGO、労働団体、産業界、行政からなるメンバーにおいて、平成24年以降、現在までに21回を開催（1年に1～2回ペースで開催）。
- 第21回政策対話は令和7年2月に開催。
生物多様性と化学物質管理をテーマとし、各メンバーから提起された以下の課題・事例等について、
国立環境研究所 五箇座長の下、活発な意見交換が行われた。



化学物質による影響

- 身近な化学物質の生態系への影響
- 絶滅危惧種の減少要因としての化学物質
- 環境中での化学物質の状況
- 化学物質がもたらす影響の対象

リスク評価・管理

- 化学物質のリスク評価・管理の重要性
- 化学物質による生態影響評価システムの高度化

研究開発・イノベーション

- 低リスク農薬の研究開発
- イノベーションを通じた生物多様性回復に貢献するグリーン・サステナブルケミストリーの推進

普及啓発・パートナーシップ

- 普及啓発の必要性
- 教育や市民活動に関する考え方
- キャンペーンの実施
- 取組に関する国内外への発信

好事例の共有

- 横浜国際園芸博覧会
- 取組事例の収集、分析、横展開

ESG・経済メカニズム

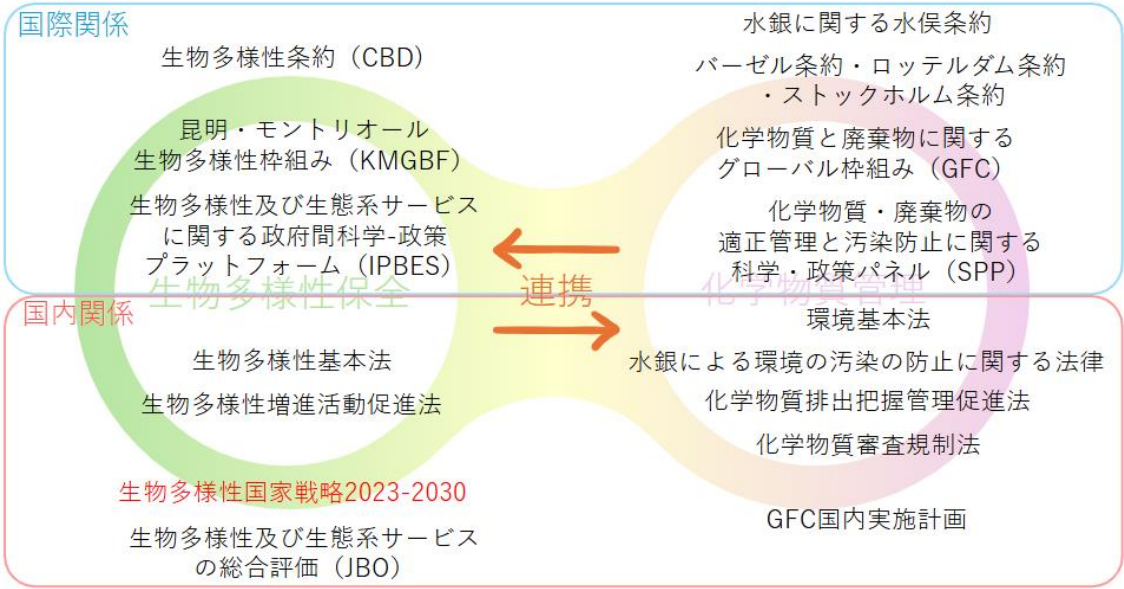
- 「ネーチャーポジティブ経済の実現」に係る競争力のある経済の実現
- TNFD
- 自然資本リスク管理に進む可能性
- 化学物質管理において経済的インセンティブを働かせるにはどうすべきか

その他

- PRTR制度の運用・データ活用によるネイチャーポジティブへの貢献
- 災害事故時の化学物質対策
- 化学物質管理の主流化を図るにはどのようなアプローチが必要か
- 予防的取り組みに関する考え方
- みどりの食料システム戦略との連携

ネイチャーポジティブ推進のための化学物質管理に係る検討（R7年度～）

- これらの国内外の動向を踏まえ、GFC国内実施計画（令和7年4月）において、「ネイチャーポジティブに貢献する化学物質管理の推進方策等の検討を実施」することを明記。
- これを踏まえて、令和7年7月より、化学物質管理及び生物多様性の有識者で構成される検討会（請負・非公開）を立ち上げ。2030年ネイチャーポジティブ達成に貢献するための化学物質管理政策のあり方を調査・検討し、「ネイチャーポジティブ推進のための化学物質管理アクションプラン」を策定した。



- ✓ 国内外動向の情報整理
- ✓ 課題・トピックの整理
- ✓ 対応オプションの整理

化学物質管理による
ネイチャーポジティブ推進検討会

「ネイチャーポジティブ推進のための化学物質管理アクションプラン」の策定

【参考】GFC ターゲットE6	2030年までに、主体は、気候変動の解決策、生物多様性の保全、人権保護、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ又はプライマリー・ヘルスケアに関するもののような、その他の主要な環境・保健・労働方針と化学物質と廃棄物管理との間の相乗効果と関係性を特定し、必要に応じて強化する。
GFC国内実施計画におけるターゲットE6への対応	我が国政府においても、・・・気候変動対策、生物多様性保全といった他の主要な環境政策や保健政策、労働政策との間の相乗効果（シナジー）を生かした取組を検討していく。 <u>例えば、「生物多様性国家戦略2023-2030」で掲げる化学物質や農薬等による汚染の削減に貢献するため、国内の化学物質管理及び生物多様性に関する有識者等で構成する検討会を組織し、ネイチャーポジティブに貢献する化学物質管理の推進方策等の検討を実施する。</u>

ネイチャーポジティブ推進のための化学物質管理アクションプラン Ver.1.0（概要）

- 化学物質管理をネイチャーポジティブの実現に向けて発展させる方向性を示すため、令和 7 年 9 月に「化学物質管理によるネイチャーポジティブ推進検討会」を設置した。
- 国際潮流やGFC国内実施計画などの国内政策を踏まえて現状分析と課題の体系的整理を行い、今後取り組むべきと考える 6 つの対応オプションを示した「アクションプラン Ver1.0（2026年 3月 環境省）」を策定した。

◆ 6つの対応オプションとアクションプラン
（2030年までの対応方針）◆

（1）調査・研究、モニタリングの実施・拡充

国の調査・研究プロジェクト等を活用した、生物および化学物質のモニタリング、影響やリスクの評価手法、評価指標、リスクコミュニケーション等に関する調査、研究を促進する。

（2）リスク評価手法の高度化

化学物質のライフサイクルの考慮、生物多様性・生態系へのリスク評価等、リスク評価手法の高度化についての検討を促進する。

（3）化学物質管理制度の点検・見直し

（1）、（2）の取組を踏まえつつ、既存の化学物質管理制度の見直し検討においてネイチャーポジティブの観点を考慮する。事業者による自主的取組を促進する制度・仕組みを強化する。

（4）関連主体による取組・連携強化

事業者による自主的取組や地域における取組を促進するとともに、優良事例を特定・展開する。また、地域における取組主体（国民、地方自治体、NPO・NGO、事業者等）間の連携の支援を、既存の制度・組織も活用しながら強化する。

（5）生物多様性影響評価指標の開発・実装

国際的な評価指標の開発に貢献しつつ、取組促進の効果、取組成果の評価への活用等を考慮した、生物多様性影響評価指標の開発を促進する。

（6）国際枠組み・国内計画へのインプット

取組成果を、国内計画、国際枠組みに適切なタイミングでインプットする。

アクションプランの国際発信と今後の展開

本年度以降の展開について

- 本年度も検討会は継続し、①アクションプランの実効性の向上、②アクション及び実施の進め方の具体化、③アクションプラン改訂版の策定、④機会を捉えた国際発信、を軸に検討を進めて行く予定。
- さらに、次年度以降は同アクションプランに基づき、①地域参画による化学物質管理のための仕組みづくり、②ネイチャーポジティブ推進のための制度的措置の検討・整備、③環境モニタリングの高度化による生態系影響の把握・指標化、④アクションプラン実施に関する取組の国際発信、を中心に取組を発展させていく予定。

R7

R8（本年度）

R9～

R8化学物質管理によるネイチャーポジティブ推進検討会

※スポット的に参加いただく有識者からのインプットも適宜実施

①アクションプランの実効性の向上

- NP達成に向けた概念枠組図の精緻化
- 各アクションの『状態目標』などの目標の設定

②アクション及び実施の進め方の具体化

6つのアクションの国内外動向の情報収集

優良事例（自治体等）のヒアリング

各アクションの実施状況の整理

優先実施すべきアクション抽出、ロードマップの具体化

③アクションプラン改定版の策定・公表

④機会を捉えた国際発信

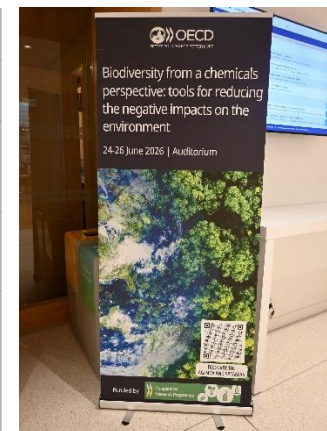
R9～検討会

- アクションの実施、進捗確認
- 新規施策の企画
- 既存施策への適用
- 国際発信

アクションプランver.1の策定
(3月31日)

化学物質と生物多様性に関するOECDワークショップ

開催概要	2026年6月24~26日 於：OECD Conference Centre（フランス・パリ）
主催者	OECD（資金提供：OECD 国際共同研究プログラム {CRP} 等）
テーマ	Biodiversity from a chemicals perspective - tools for reducing negative impacts of chemicals on the environment（化学物質の観点からの生物多様性・環境への負の影響を低減するためのツール）
参加者	・OECD、UNEP、政府機関（米EPA、豪AICIS、カナダ環境・気候変動省、欧州委員会JRC、EFSA等）、大学・研究機関、産業界等から、オンラインを含め200名超が参加（現地参加50名超）
概要	・OECD、UNEP、各国政府機関、研究機関等が参加し、化学物質による生物多様性への影響低減に向けた課題と対応策を議論 ・外来生物対策、農業管理等、地域特有の課題に応じた化学物質管理の事例を共有 ・種間外挿、毒性動態、機械学習、環境DNA等による評価・モニタリング手法を議論 ・最終日のグループ討議において、情報ギャップと今後のOECD作業候補について議論



- 主な議論内容（各議題から抜粋） ネイチャーポジティブ推進のための化学物質管理アクションプランにも位置付けられている、
①地域課題を踏まえた化学物質管理、②生物多様性への影響評価・モニタリング手法の高度化に関する国際的な議論が進展

① 地域課題を踏まえた化学物質管理

外来生物対策と化学物質管理（NZ）

- ・殺鼠剤等を活用した侵略的外来種管理から生物多様性保全と化学物質使用の両立を議論
- ・より選択性・環境適合性の高い防除剤の開発・承認が課題

農業管理と送粉者保全（南アフリカ）

- ・高懸念農薬の段階的削減・管理を推
- ・進送粉者、土壌・水生生物等への影響を考慮した管理を強化

ネイチャーポジティブ推進（日本）

- ・化学物質管理アクションプランを紹介
- ・生物多様性政策との統合的推進を提案

② 生物多様性への影響評価・モニタリング手法の高度化

生物多様性を考慮した影響予測の高度化（US EPA等）

- ・試験対象外の生物種についてもタンパク質配列や構造の類似性等を基に種間外挿による影響予測
- ・化学分析、環境DNA、生物種の分布情報等を組み合わせ、影響が生じる可能性のある場所の把握を検討

AI・細胞試験等を活用した影響予測（RVM、EAWAG等）

- ・既存データや細胞試験、計算モデルから未評価物質・生物種への影響を予測
- ・データ不足の補完や、追加評価が必要な物質・生物群の優先順位付けに活用

環境DNA等を活用したモニタリング

- ・環境中のDNA等を利用し、生物種の分布や生物群集の変化を把握
- ・排水等による生物群集・生態系機能への影響把握への活用可能性を紹介

■ グループ討議で議論された主な課題と今後の方向性

① 保護目標・指標の明確化

生物多様性の保護目標・評価指標を定め、生態毒性評価と接続

② 情報・モニタリングの統合

有害性・ばく露情報と生物多様性モニタリングを統合

③ 追加評価の要否を整理

既存評価で十分な場合と、地域・生態系別の追加評価が必要な場合を整理

④ OECDにおける今後の作業候補

規制利用ガイダンス、ケーススタディ、評価ツールの整理

生物多様性条約（CBD）事務局長 アストリッド・ショーマー氏との意見交換



- CBD事務局長よりネイチャーポジティブ推進のための化学物質管理について日本のアカデミアとの意見交換を行いたいと要望。
- 令和8年7月13日に環境省会議室にて意見交換を実施。

参加者

生物多様性条約事務局（UNEP）

事務局長 アストリッド・ショーマー氏
主席調整官 中尾 文子氏

学識者（化学物質管理によるネイチャーポジティブ推進検討会 委員）

国立環境研究所 五箇 公一氏
上智大学大学院 織 朱實氏

（環境省 水銀・化学物質国際室長 高木 恒輝）

面会の要点

生物多様性をテーマとして議論を行った第21回「化学物質と政策対話」及び本年3月に公表した「ネイチャーポジティブ推進のための化学物質管理アクションプラン」について環境省から紹介した上で、意見交換を行った。

CBD事務局長

- 産業界との関係強化や金融的手法の活用についての重要性をハイライト。今後の取組として、企業による優良事例の収集について示唆。
- 是非この日本の経験を広めていってほしい。（環境省からは、生物多様性条約関連のウェビナーなど、機会があればいつでも取組紹介を行う旨、応答）
- EUでもまだ発展途上であり、企業を初期段階から巻き込み、企業にとってのメリットを示しながら進めてきている。

五箇委員

- 産業界においてはネイチャーポジティブを化学物質管理・規制等の負担としか受け止めない場合も多く、生物多様性保全に資する取組の意義やメリットを理解してもらうことが重要。
- 化学物質全てが直ちに生物多様性へ悪影響を及ぼすものではないことや、化学物質の機能を活用したネイチャーポジティブへの貢献に関しての理解醸成も必要。

織委員

- 日本では、化学物質管理とネイチャーポジティブを統合した議論は学术界・産業界ともに始まったばかりである。企業においてはネイチャーポジティブがCSRなど付加的な取組として受け止められる場合も多く、化学物質管理とどのように結び付けて推進していくかが今後の課題である。



環境省会議室での面会の様子